

## 稚内市有料広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、市の所有物、発行物等に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (掲載の範囲)

第2 掲載する広告は、市民に提供する情報として公共の場にふさわしいものとし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、掲載しないこととする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反するおそれがあるとき。
- (2) 市の公共性及び品位を損なうおそれがあるとき。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条に規定する営業に該当するとき。

- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るものであるとき。
- (5) 公の秩序を乱し、善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないとき。

### (広告媒体ごとに定める事項)

第3 広告の掲載ができるもの(以下「広告媒体」という。)を所管する部署は、広告媒体ごとに次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 募集方法及び申込期間
- (2) 広告の割合及び掲載位置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載に必要な事項

2 広告媒体ごとの広告掲載料、掲載期間等は、別表に掲げるとおりとする。

### (広告の募集等)

第4 広告の掲載の募集は、別記第1号様式の広告掲載申込書に版下原稿を添えて提出することにより行うものとし、広告の掲載を申込んだ者(以下「申込者」という。)が稚内市的一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有していないときは、次の各号に掲げる申込者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、書類を添付せるものの全部又は一部を省略させることができるものとする。

- (1) 申込者が法人の場合 次に掲げる書類

ア 広告掲載申込書を提出する日前3月以内に発行された登記簿謄本

イ 直近の決算書の写し並びに消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書

ウ 市税の納税証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、業種により必要とされる資格証明書、届出書、許可書等の写し

(2) 申込者が個人の場合 次に掲げる書類

ア 広告掲載申込書を提出する日前3月以内に発行された住民票の写し

イ 消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書

ウ 市税の納税証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、業種により必要とされる資格証明書、届出書、許可書等の写し

2 広告代理店等が、自己の広告の掲載に係る事項を広告代理店等に委託した者（以下「委託者」という。）を取り次いで、前項の申込みを行う場合における前項に規定する申込者に関する書類については、同項の規定にかかわらず、委託者に関する書類とする。この場合において、委託者は、申込者が当該申込みに基づき負担する一切の債務につき、申込者と連帶して保証し、その履行の責めを負うことを、別記第1号様式の広告掲載申込書により誓約しなければならない。

3 申込期間終了後、第1項に規定する広告掲載の申込みのあった広告内容について、可否を決定しようとするときは、市長の決裁を受けなければならない。ただし、同一申込者による同一内容と認められる2回目以降の広告の可否の決定は、部長の決裁を受けるものとする。

4 申込者の優先順位及び条件は次の表のとおりとし、同一優先順位の申込者が募集枠を超える場合は、抽選により広告掲載を決定するものとする。

優先順位	条件
1	国、地方公共団体、公社、公益法人その他のこれらに類するものに係る広告
2	公共的性格を有する事業者又は特定非営利活動法人で、市内に事業所等を有するものに係る広告
3	優先順位2に規定する事業者以外の事業者で、市内に事務所等を有するものに係る広告

4	優先順位 1 から 3 までに掲げるもの以外に係る広告
---	-----------------------------

5 広告掲載の可否を決定したときは、速やかにその結果を当該申込者に別記第2号様式の広告掲載決定通知書により通知するものとする。

6 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

7 広告掲載の再掲載は、これを妨げないものとする。この場合において、第1項の申込書の提出に当たり、添付書類を省略させることができるものとする。

（納付方法）

第5 広告主（委託者を含む。第7において同じ。）は、広告掲載料を納入通知書により指定した納期限日までに一括して納付しなければならない。

（広告掲載料の返還）

第6 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により広告を掲載することができなかつた場合は、この限りでない。

（広告主の責任等）

第7 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載済物品の寄附採納等）

第8 広告掲載済物品（以下「広告物品」という。）の寄附を受けようとするときは、この要綱及び寄附を受けようとする広告物品ごとに定める基準等に規定するものほか、次に掲げる条件を明示して、募集するものとする。

（1）広告物品の名称及び内容

（2）広告物品の規格、数量及び使用の期間

（3）広告掲載の範囲及び基準

（4）申込の時期及び方法

（5）その他必要な事項

2 前項の広告物品ごとに定める基準等は、その広告物品を所管する部署が別途定める。

3 広告物品は、市の所有物であることがわかるよう所管の業務案内等が明記されており、業務で市民に供する種類のものとする。

4 広告物品を寄附しようとする者（以下「寄附者」という。）は、別記第3号様式の

寄付申込書に第4第1項に規定する書類及び広告の版下原稿等を添えて提出することにより行うものとする。この場合における第4第1項に規定する申込者に関する書類については、同項の規定にかかわらず、自己の広告を掲載しようとする者に関する書類とする。

5 寄附の可否を決定したときは、速やかにその結果を当該寄附者に別記第4号様式の寄附決定通知書により通知するものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、広告物品の寄附の申し出があった場合で、この要綱及び第2項の広告物品ごとに定める基準等に適合するときは、募集によらないで寄附を採納することができるものとする。

(寄附者の責任等)

第9 広告の内容に関する責任は、寄附者が負うものとする。

(広告の中止に係る損害賠償等)

第10 広告媒体及び広告物品の使用中、使用を継続しがたい事情が生じたときは、その使用を中止することができるものとする。

2 前項に規定する使用の中止を決定したときは、広告主又は広告物品を寄附した者に対しその旨を通知するとともに、広告抜きの同等の代用品を請求することができるものとする。

3 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

(事前協議)

第11 広告掲載を募集しようとする部署は、あらかじめ財務課と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 12 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の稚内市有料広告掲載取扱要綱の規定による契約その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

#### 附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の稚内市有料広告掲載取扱要綱第 8 の規定により寄附の申込をした寄附採納に係る事項については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の稚内市有料広告掲載取扱要綱第 4 の規定により決定を受けた広告については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の稚内市有料広告掲載取扱要綱第 4 又は第 8 の規定により申込みを受けた事項については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 10 日から施行する。

別表 **〔別添〕**

別記第 1 号様式（第 4 関係） **〔別添〕**

別記第 2 号様式（第 4 関係） **〔別添〕**

別記第 3 号様式（第 8 関係） **〔別添〕**

別記第 4 号様式（第 8 関係） **〔別添〕**

別表

広告媒体	掲載期間・印刷枚数	広告の大きさ	広告掲載料
広報わっかない	1月。ただし、最大12月まで連続して掲載できる。	一枠（一段半面） 縦4.7センチメートル×横11.7センチメートル	月額 9,000円 ～15,000円
水道検針票	1年間 200,000枚	検針票裏面 縦3.1センチメートル×横5.8センチメートル	年額 70,000円
封筒	20,000枚	長3封筒裏面 縦3センチメートル×横9センチメートル	16,000円
稚内市公式ホームページ	1月。ただし、最大12月まで連続して掲載できる。	別に定める稚内市ホームページ広告掲載基準のとおり	月額 5,000円

注 「広報わっかない」については、所管する部署において広告掲載料を上記の範囲内で定める。

別記第1号様式（第4関係）

広 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

稚内市長 様

申込者（広告代理店等を含む。）  
所在地 \_\_\_\_\_  
名称（会社名） \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
担当者氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX番号 \_\_\_\_\_

広告掲載したいので、広告の版下原稿を添えて次のとおり申込みします。

希望広告媒体	
広告の規格	大きさ（ ） 色 数（カラー・2色・単色）
広告内容	
(広告代理店等が取り次がない場合は記入不要)	次の者は、申込者が上記の申込みに基づき負担する一切の債務につき、申込者と連帶して保証し、その履行の責めを負うことを誓約いたします。 委託者 所在地 _____ 名称（会社名） _____ 代表者 _____ 担当者氏名 _____ 電話番号 _____ FAX番号 _____

別記第2号様式（第4関係）

稚内市有料広告掲載決定通知書

年　月　日

様

稚内市長

回

年　月　日付けで申込みのありました有料広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分 掲載する

掲載しない

理由

委託者

掲載期間 年　月　日から 年　月　日まで

広告掲載料 金 円

納期限日 年　月　日

その他の

別記第3号様式（第8関係）

寄附申込書

年月日

稚内市長様

寄附者 所在地

名称（会社名）

代表者 (印)

担当者氏名

連絡先

下記のとおり寄附したいので、申込みます。

記

広告掲載済物品

自己の広告を掲載

しようとする者

別記第4号様式（第8関係）

寄附決定通知書

第 号  
年 月 日

様

稚内市長

印

年 月 日付けで申込みのありました寄附について、次のとおり  
決定しましたので、通知します。

寄附を 受けます 受けません

広告掲載済物品

自己の広告を掲載  
しようとする者

受けない理由